

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

下線部分：令和8年8月20日追記

〔共通事項〕

Q 1 令和8年度に事業を実施する場合、対象となる事業期間はいつからいつまでですか。

A 1 対象となる事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までとなります。

なお、事業実施期間である令和9年1月31日までに支払いを完了してください。（支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。）

Q 2 申請は各事業所単位で行うのでしょうか。

A 2 交付申請や実績報告書は事業所単位で提出してください。

Q 3 他の補助金との併用は可能ですか。

A 3 原則として、国や県が行う補助金と併用することはできません。市町村が実施する他の補助金との併用は可能ですが、その場合、市町村からの補助金の交付決定通知書の写しを提出いただきます。

Q 4 補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできますか。

A 4 非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできますが、単純な賃上げに充てることはできません。

Q 5 人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能ですか。その場合の補助上限額の考え方はどのようになりますか。

A 5 複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額以内での交付となります。補助上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。

Q 6 補助金が事業所に交付されるのは、いつになりますか。

A 6 補助事業が完了し、事業所からの実績報告書を県が受理した後、実績報告内容の審査を行います。その後、報告内容に不備がないことを確認し、額の確定を通知します。額の確定通知後、概ね2週間程度で指定された口座に補助金を支払います。ただし、実績報告書や口座振込依頼書の内容に不備があ

った場合は時間を要します。

〔研修体制の構築の支援〕

Q 7 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業と一部内容が重複することもあるが、一の事業所が両補助金の交付を受けることは可能ですか。

A 7 それぞれの事業目的に合致しているのであれば、経費が重複しない範囲において、一の事業所が両補助金の交付を受けることが可能です。

例) 一の事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができます。

Q 8 「研修体制の構築の支援」について、どのような研修が対象となりますか。また、どのような経費が対象となりますか。

A 8 介護職員初任者研修や生活援助従事者研修等、研修の種類や対象経費は可能な限り広く対象とします。また、研修カリキュラムの作成等に必要なアドバイザーや研修講師への謝礼、交通費のほか研修の受講に必要な受講料、勤務時間外に研修等を実施した場合の時間外手当、研修を実施する際の食料費・書籍代、教材費等、広く対象とします。

Q 9 「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合は対象となりますか。

A 9 事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合も、いずれも補助対象となります。

Q10 「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会を年間契約した場合も対象となりますか。

A10 対象となります。ただし、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに実施した事業のみが対象です。また、前年度に支払い済み(事業実施済み)の場合は対象外となります。(令和8年8月20日追記)

Q11 「研修体制の構築の支援」について、オンライン研修に用いるため、新たにモニターを購入する場合、対象とすることができますか。

A11 補助対象となります。ただし、既存設備の更新、買い替えは除きます。

〔経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援〕

Q12 人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」について、経験年数が短いとはどの程度の期間になりますか。

A12 原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の方が対象となります。ただし、以下のような場合は経験年数が1年を超える場合も対象とします。

- ・訪問介護員に従事した期間が1年以上あるが、従事する頻度が低いため十分な経験を積んでいない場合や、長期間、訪問介護に従事していなかった場合。
- ・外国人の方が訪問介護員として勤務する場合。

Q13 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、事業計画書（様式第1号）内にある「ホームヘルパーの経験年数がわかるものを添付すること。」とは何を指すのでしょうか。

A13 職務経歴書、辞令書等です。これがない場合は、事業所が独自に作成したもので可能です。

Q14 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」の対象に、自法人内の訪問介護以外で勤務していた者が、異動で初めて訪問介護を行う場合も含まれますか。

A14 異動により初めて訪問介護を行う場合も対象となります。

Q15 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」に要した経費はどのように算出すればいいのでしょうか。

A15 同行訪問に要した時間に応じて、30分未満の場合は3,500円、30分以上は5,000円の基準額を実支出額として算出するものとします。

なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、経験年数が短いホームヘルパー1人につき30回を上限に、事業所が適切に判断するものとします。

Q16 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、乗降介助の同行も対象となりますか。

A16 乗降介助も対象ですが、単に運転業務を行う場合には対象となりません。

Q17 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」で、交付された補助金3,500円又は5,000円は、同行指導を行ったヘルパーに対して直接支払うものなのでしょうか。

A17 同行支援に係る補助金は事業所あてに交付しますので、人件費に充てていただくなど、各事業所で判断してください。

Q18 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」で、同行支援対象者（支援を受ける側）が、別の方の同行指導（指導する側）を行ってもいいのでしょうか。

A18 経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承し、技能・技術の向上に向けた指導を行うことができるのであれば、事業所の判断により同行指導可能とします。ただし、同行支援対象者（支援を受ける側）として同行支援を受けている間は、別の方の同行指導（指導する側）はできないものとなります。

〔介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援〕

Q19 経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、地元新聞等への求人広告掲載料・ポスティング料は対象となりますか。

A19 いずれも対象となります。

なお、対象となるのは、広告掲載やチラシ作成、ホームページ開設など、広報活動に要する経費であって、人材紹介会社に対する紹介料など、採用活動に要する経費は対象とはなりません。

また、広報活動に当たっての時間外手当は対象となりません。

Q20 「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」において、法人内で運営している訪問介護以外の事業所を含めて、パンフレット等の作成やホームページの開設・改修を実施した場合は対象となりますか。

A20 本補助金は、訪問介護事業所等のみを対象としているため、原則として法人全体の広告等は対象外となります。ただし、訪問介護分の経費として明確に分けることができるのであれば、当該部分を対象とします。